

《改正保険業法対応》「体制整備」の豆知識

(Vol.26/H29.1.23)

「豆知識」Vol. 26 をお届けします。

今回は、本年5月30日に施行される『改正個人情報保護法』についての情報提供です。

保険代理店としては、改めて個人情報・データ(顧客情報)の体制整備を見直さなくてはならない改正点もありますので、十分に内容を理解していただきたいと思います。

現在の個人情報保護法は平成17年4月に全面施行されましたので今回は12年ぶりの改正となります。

これまでは各業種の監督官庁(保険業種の場合は金融庁)が管下業界に対して監督・指導を行ってききましたが、今後は、昨年1月に発足した『個人情報保護委員会(PPC)』が改正された法律に基づき所管することになります。(参考:個人情報保護委員会ホームページ) <https://www.ppc.go.jp>

※ 内閣府の外局として、総理大臣直結の強い権限を持つ委員会となります。

<保険代理店への影響>

改正法が施行後は保険代理店にどのような影響が及ぶのでしょうか。

現行法を所管する金融庁は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(注)」を制定し、金融事業者が講ずべき措置の適切・有効な実施を図るための指針としています。5000名以上の個人情報を有する金融事業者は「個人情報取扱事業者」とされ、このガイドラインを遵守して厳しい態勢整備を行うことが求められてきました。(注:参考 <http://www.fsa.go.jp/common/law/kj-hogo/01.pdf>)

ところが、改正法ではこの「5000名以上」という条件が撤廃されてすべての事業者に対し、ガイドライン遵守、体制(態勢)整備が求められることとなります。今後は顧客数がそれほど多くない小規模代理店においても個人データ(顧客情報)に関する「安全管理措置」を定めて遵守する必要があります。

(なお、保険会社に求められることは基本的にその代理人である代理店にも求められますので、実態としては、現状においても顧客数の多寡による対応の差はありませんが、今後は代理店自身が従来以上に主体的に対応する必要があります。)

「安全管理措置」が不十分とされるケースは以下のとおりです。

(1) 「組織的安全管理措置」の視点

- ・ 個人情報保護に関する社内規定が実務に沿った内容になっていない。
- ・ 個人情報・データ(顧客情報)に関する点検・監査が形骸化している。

- ・ 個人情報管理責任者が機能していない。
- ・ 個人データ管理台帳が更新・メンテナンスされていない。
- ・

(2) 「人的安全管理措置」の視点

- ・ 従業者との個人データ非開示契約に漏れがある。パート、アルバイト社員から取り付けていない。
- ・ 個人情報取扱規定が社内に浸透、理解されていない。
- ・ 個人情報に関する定期的な研修、教育が実施されていない。
- ・

(3) 「技術的安全管理措置」の視点

- ・ パソコンの ID、パスワードが適切に管理されていない。
- ・ 退社時に机の上にノートパソコンが放置されている。
- ・ 個人データを含むファイルがパスワード無しでパソコンに保存されている。
- ・ 火災などの災害を想定したデータのバックアップ体制がない。

実際に保険代理店を監査すると、上記に該当するケースが散見されます。

個人データ(顧客情報)を管理不十分なまま放置すると、個人情報の漏えいにつながり、代理店経営に大きなダメージを与えることになります。国内外で著名な大企業が莫大な件数の個人情報漏えい事故を起こし、大きな社会問題となっていますが、万が一漏えい事故を起こした場合の事後的な対応や賠償問題を考えると、個人情報を取り扱う事業を行う以上、情報漏えいを起こさないようしっかりとした態勢を構築することが重要な経営課題になります。

今後、改正保険業法に沿って財務局による保険代理店への立ち入り検査が開始されることになります。検査の結果、体制整備が不十分と判断された場合には、業務改善命令などの行政処分が発せられることもあります。このようなことになると、お客さまのみならず地域社会からの信用も失う事態になりますので、代理店経営者の皆さまにおかれましては、改めて「個人情報が漏れる恐れはないか？」という視点で業務の実態を見直し、実効性のある体制整備を構築して代理店経営品質の向上に努めていただきたいと思います。

<作成：日本創倫株式会社 専務取締役 IC オフィサー事業部長 風間 利也>

[配信：日本代協事務局]